

第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係るパブリックコメント
提出された意見の概要と市の考え方

No.	意見区分	意見の要旨	市の考え方
1	第1章 計画の基本的な考え方 3 計画の期間	前項の「2 計画の位置づけ」で示されている西尾市総合計画や、西尾市地域福祉計画など他の計画の期間も併記してはどうか。	第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、平成30年度から3年間を計画期間としておりますが、団塊の世代の方が後期高齢者となられる2025年を見据え定めております。 そのため、計画の期間へは、2025年が強調されるよう敢えて本計画のみ記載しております。
2	第4章 施策の推進 2 高齢者が安心して暮らすことができる環境の構築 (4) 災害等緊急時における体制の強化 ■ 防犯・防災体制の整備	今後の方針に「緊急時に有効な支援の検討を進めます」とあるが、例えば「避難行動要支援者名簿に登録された当事者やその家族が自主防災組織や地域包括支援センターと連携して、避難訓練や避難先（福祉避難所）移送訓練に参加できるよう支援します」など、もう少し踏み込んだ目標を掲げてはどうか。	今後の方針に「緊急時に有効な支援の検討を進めます」の後に「また、要配慮者や家族が防災訓練に参加できるよう、関係機関と連携して検討を進めます」を追加します。
3	第4章 施策の推進	本計画に「協議体」に関する記載がないが、協議体は設置しないのか。 また、地域包括ケアシステムの理解促進や活動の周知を図るため、ウェブサイトやSNS等で発信してはどうか。	協議体については、第4章 施策の推進 1 健康づくりと生きがい対策の推進 (2) 介護予防事業の推進 ■ 高齢者生活支援の体制づくり の文中、「高齢者支え隊会議」が本市の協議体に当たります。活動状況の周知につきましては重要なことと考えておりますが、それぞれの地域において高齢者やそのご家族がご覧になりやすい媒体を検討してまいります。

No.	意見区分	意見の要旨	市の考え方
4	第4章 施策の推進	<p>基幹型地域包括支援センターを市が直営で設置すべきと考えるがどうか。</p>	<p>基幹型センターの設置につきましては、第7期計画中に設置を計画してまいります。具体的な設置方法につきましては、今後検討してまいります。</p>
5	計画全体	<p>社会福祉法人は、介護の必要な高齢者のうち、生計困難者に無料または低額な費用でサービス提供を行うことを前提に、税制面の優遇を受けているが、現状として、生計困難者の救済という社会福祉法人の運営目的が十分に果たされていないのではないかと考える。</p> <p>社会福祉法人は、本来の目的に立ち返り、生計困難者の積極的な受け入れに努めるべきと考える。</p> <p>併せて、健全な民間事業者の育成のため、税制面の優遇の受けられない、社会福祉法人以外の民間事業者が経営する介護施設等の利用者に対する補助制度を検討してはどうか。</p>	<p>社会福祉法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、生計困難者などを支援するため、低額な料金で福祉サービスを提供することを経営の原則に掲げております。</p> <p>市では、数年に1度、社会福祉法人に対する指導監査を実施しておりますので、地域社会に貢献するための取組状況を確認し、生計困難者を積極的に受け入れるよう指導してまいります。</p> <p>介護保険の利用料は、国が一律で定めており、税制面の問題に対し、市が補助金の支出という形で補完することは適当ではないと考えます。</p> <p>市では、利用料の助成として、低所得者への助成制度を実施しており、本制度を第7期においても引き続き実施してまいりますので、社会福祉法人以外の民間事業者が経営する介護施設等の利用者をターゲットとした補助制度の実施は考えておりません。</p>